

特記仕様書

1 本業務において、業務分野別の共通仕様書の適用は次による。

業務分野	適用する共通仕様書
測量業務	測量業務共通仕様書（令和8年8月）広島県
地質調査業務（地質・土質調査業務）	地質・土質調査業務共通仕様書（令和8年8月）広島県
土木関係建設コンサルタント業務（設計業務等）	設計業務等共通仕様書（令和8年8月）広島県

2 本業務における、主たる業務分野及び部門

「土木関係建設コンサルタント業務（鋼構造及びコンクリート）」

3 管理技術者の配置を求める業務分野

「土木関係建設コンサルタント業務」

4 土木関係建設コンサルタント業務において管理技術者に求める部門

「鋼構造及びコンクリート」

5 照査技術者の配置を求める業務分野

「土木関係建設コンサルタント業務」

6 情報共有システム

対象外業務

7 成果物の提出

（１）報告書（数量計算書、工事費算出書、打合せ記録簿） ２部 （２）実施設計図 ２部 （３）関係機関協議資料 一式 （４）
その他発注者が必要とする資料 一式 （５）左記電子データ（電子媒体） ２枚

8 労働環境改善（ウィークリースタンス）の実施

- （１）勤務時間外の打合せは行わないものとする。
- （２）資料作成依頼を勤務時間外に行わないものとし、資料作成依頼を行う場合には、適切な時間を確保し期限を設定する。
- （３）金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない。

9 新技術による提案

足場設置及び橋梁点検車による現地調査が困難な場合については、NETIS等新技術による点検を提案すること。

10 関係機関協議資料作成

7 成果物の提出（3）関係機関協議資料は、橋梁補修に係る河川協議資料作成とする。

11 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、業務計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 業務の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』
 - (2) 上記(1)の内容について『不測の事態等が生じた場合の対応方法』
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について『現場作業に従事する者に対する周知の方法』
- 2 「実施方針」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』等の変更が生じた場合は、業務計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更業務計画書を提出すること。